

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医等の登録(保険課)
- 土地改良事業の認可(五件) (農村整備課)
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- ◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公 告 ぶぐ処理師試験等の実施(衛生課)

告 示

鳥取県告示第九百二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機

関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録第関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成四年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
赤水博史	鳥医第四、六四三号	平成四年十一月二日
竹内康博	鳥業第八二六号	平成四年十月三十日

鳥取県告示第九百三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(地域改善)オノ木地区農業用排水)を平成四年十一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）熊田地区農業用排水）を平成四年十一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）今泉地区農業用排水、区画整理及び農道整備）を平成四年十一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）笠見地区区画整理及び暗きょ排水）を平成四年十一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（特別型）大内地区区画整理）を平成四年十一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第一百八条の二第五項において準用する同法第五十条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係

る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成四年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
浦富加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業
淀江加入区	

鳥取県告示第九百九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年六月五日 鳥取県指令受倉土維十第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東伯町大字八橋字大灘及び字東大灘

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡東伯町大字徳万五五八一

東伯町農業協同組合

組合長理事 花本美雄

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十六号

平成四年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成四年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 日時 平成四年十一月二十四日（火） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室

三 議題 平成四年度政治団体関係者研修会開催要領について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成四年十一月二十日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成四年十一月三十日（月） 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 平成五年度鳥取県立高等学校募集生徒数について
 - 2 その他

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成4年11月20日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験期日

- (1) 学科試験 平成5年1月29日（金） 午前10時から正午まで
- (2) 実地試験 平成5年1月29日（金） 午後1時から

2 試験場所

- (1) 学科試験 倉古市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所
- (2) 実地試験 倉古市東蔵城町2 鳥取県倉古保健所

3 受験資格を有する者

- (1) ふぐ処理師試験

平成5年1月29日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業者しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事しているもの

- (2) ふぐ調理師試験

調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師

4 試験科目

- (1) ふぐ処理師試験
 - ア 衛生関係法規
 - イ 公衆衛生学
 - ウ 食品衛生学
 - エ ふぐの処理（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）
 - オ ふぐ調理師試験
- (2) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

- 1 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）
 2 ふぐの調理（毒性臓器の鑑別を含む。）
- 5 受験手続
 (1) 提出書類
 ア ふぐ処理師試験
 (ア) 受験願書
 (イ) 履歴書
 (ウ) 戸籍謄本又は戸籍抄本
 (エ) 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）
 (オ) 魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事している旨の所轄保健所（住所地在を管轄する保健所をいう。以下同じ。）の長の証明書
 1 ふぐ調理師試験
 (ア) 受験願書
 (イ) 履歴書
 (ウ) 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）
 (エ) 調理師免許証の写し
- (2) 受験願書の提出先
 所轄保健所に提出すること
- (3) 受験願書の提出期間
 平成5年1月5日（火）から同月7日（木）まで
- 6 試験手数料及びその納付方法
 (1) 試験手数料
 8,940円（実地試験に用いるふぐの代金は含まない。）
- (2) 納付方法
 ア (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。
 1 納付した手数料は、返還しない。
- 7 試験当日の携行品
 (1) 学科試験
 受験通知書及び筆記用具
 (2) 実地試験
 受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び清潔なはきもの
- 8 合格者の発表
 平成5年2月8日（月）に所轄保健所に掲示する。
- 9 その他
 詳細については、所轄保健所に問い合わせること。